

○法務省令第七号

司法試験法（昭和二十四年法律第四百十号）第三条第三項の規定に基づき、司法試験法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年三月十九日

法務大臣 千葉 景子

司法試験法施行規則の一部を改正する省令

司法試験法施行規則（平成十七年法務省令第八十四号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第二編第十章保険及び」を削る。

附 則

この省令は、保険法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十年法律第五十七号）の施行の日（平成二十二年四月一日）から施行する。